

国民所得勘定体系の改訂について

(39 5 31)

国民経済計算の整備・統合に関しては、その具体的方法として、国民所得勘定を中心核とし、これを構成する個別勘定の拡充を通じて、他の経済計算との接合・関連をはかること（部分的統合方式）が明らかにされている（「国民経済計算調査委員会報告」参照）。

このように、国民所得勘定は、各種の経済計算の統合の基礎たりうる重要性をもつほかに、国民所得統計の国際比較、ならびに、それの質・量面における改善による分析利用度の向上、という観点からみても、適切な勘定体系として設計されることが、基本的な重要性をもつている。

また、現行の勘定体系は、「昭和26年度国民所得報告」において設計されたものが基礎となっており（範囲をECAFE方式にとっている）、その後、部分的な修正もおこなわれをが、本質的には、現在まで変更がなかつた（左をし、昭和21年度報告までは、生産・分配・支出の系列が主で、勘定——狹義の「国民経済計算」とよんでいた——は、おしろ従の地位におかれていをが、昭和22年度報告以降、勘定部分を肩頭に示す様式に変更された。）

他方、国連によるSNAの発表（1953年）、改訂（1960年、1963年）もあって、国民所得勘定体系の国際標準化の動きは活潑である。しかも、現在では、大きく国際的な規模で、SNAの拡張、改訂という形で、各種の経済計算の統合問題が日程に上ってきている。わが国における国民経済計算の整備統合も、大きくは、この世界的潮流にそるものであるといえる。

国民経済計算審議会は、各種の経済計算の整備・統合を推進するため、昭和33年度に組織された機関であるが、その広汎な作業の一歩として、勘定体系小委員会を組織して、上記の諸要求にこなえうる国民所得勘定体系の検討、設計に当つた。小委員会の原案に対して、種々の検討を加え、若干の修正が施されたのち、いちおうの成案を得た。

以下に示される勘定体系は、昭和39年3月末のオフ回国民経済計算審議会において、大筋の承認を得たものであり、今回発表されを昭和35年国民所得勘定の改訂計画は、この新しい勘定体系によって表示されている。

以下に、新体系と現行体系とを対比して掲げるが、改訂の主要点は、およそ次のとおりである。

(1) 国民所得分配勘定の設置

現行体系では、分配国民所得の系列が、たんに付表の一つとして表示されているが、新体系では、これを勘定の中に組みこみ、あわせて、全体として勘定項目の整理をおこなつて、完全接合方式（fully articulated system）の勘定体系を設計した。これによつて、すべての勘定項目の consistency が保証されることとなつた。

なお、勘定の名称およびその配列は次のように対比される。

(なお、実質系列の表章については、目下実質推計の問題を検討中であり、その表章についても未定である。)

(新体系)

1. 国民総生産と総支出勘定

2. 国民所得分配勘定

3. 個人勘定

4. 政府勘定

5. 資本形成勘定

6. 海外勘定

(現行体系)

1. 国民総生産と総支出

欠

2. 個人所得とその処分

3. 財政收支

4. 海外收支

5. 総貯蓄と総資本形成

国民所得勘定体系の対比

(新体系)

1. 国民総生産と総支出勘定

1.1 国民所得（要素費用表示
の国民純生産）

(2.10)

1.2 資本減耗引当 (5.3)

1.3 間接税 (4.8)

1.4 (控除) 経常補助金—
— (4.2)

1.5 統計上の不適合 (5.7)

1.6 個人消費支出 (3.1)

1.7 政府の財貨サービス経常
購入 (4.1)

1.8 国内総資本形成 (5.1)

1.9 輸出と海外からの所得
(6.1)

1.10 (控除) 輸入と海外
への所得 — (6.4)

市場価格表示の国民総生産

市場価格表示の国民総支出

(現行体系)

オノ表 国民総生産と総支出

1. 国民所得	6. 個人消費支出
2. 種種事業税一補助金	7. 政府の財貨サービス 経常購入
3. 資本減耗引当	8. 国内総資本形成
4. 統計上の不整合	9. 輸出と海外からの所得
5. 合計(国民総生産)	10. 小計 11. (控除)輸入と海外への所得
	12. 合計(国民総支出)

2. 国民所得分配勘定

2.1 雇用者所得 (3.7)	2.10 國民所得 (1.1)
2.2 個人業權所得 (5.8)	
2.3 個人の財産所得 (3.9)	
2.4 法人企業から個人への移転 (3.10)	
2.5 法人留保 (5.4)	
2.6 法人税および税外負担 (4.7)	
2.7 政府の事業および財産所得 (4.12)	
2.8 (控除)公債利子 (4.13)	
2.9 (控除)消費者負債利子 (3.11)	

國民所得	國民所得
法人所得	

又・左左し、付表に「分配國民所得」の表がある。

3. 個人勘定

カウ表 個人所得とその処分

個人所得の処分	個人所得
3.1 個人消費支出 (1.6)	3.7 雇用者所得 (2.1)
3.2 個人税および税外負担 (4.6)	3.8 個人業主所得 (2.2)
3.3 社会保険に対する負担 (4.9)	3.9 個人の財産所得 (2.3)
3.4 政府へのその他の移転 (4.10)	3.10 法人企業からの個人への 移転 (2.4)
3.5 海外への移転 (4.5)	3.11 (控除) 消費者負債 利子 — (2.9)
3.6 個人貯蓄 (5.5)	3.12 政府からの移転 (4.3)
	3.13 海外からの移転 (6.2)

(注) 個人消費支出には、民間非営利団体の消費支出が含まれる。

13. 個人消費支出	18. 勤労所得(発生額)
14. 個人税および税外負担	19. 個人業主所得(発生額)
15. 海外への純送金	20. 個人財産所得 個人賃貸料所得 個人利子所得 個人配当所得
16. 個人貯蓄	21. 海外からの純所得
	22. (控除) 消費者負債利子
	23. (控除) 社会保険に対 する負担
	24. 賃 薪 所 得
17. 合計 (個人支出)	25. 合計 (個人所得)
	個人可処分所得

4. 政府勘定

第3表 財政收支

4.1 財貨サービス経常購入 (1.7)	4.6 個人税および税外負担 (3.2)
4.2 経常補助金(-1.4)	4.7 法人税および税外負担 (2.6)
4.3 個人への移転(3.12)	4.8 間接税(1.3)
4.4 海外への移転(6.6)	4.9 社会保障に対する負担 (3.5)
4.5 政府経常余剰(5.6)	4.10 個人からのその他の移 転(3.4)
	4.11 海外からの移転(6.3)
	4.12 政府の事業および財産 所得(2.7)
	4.13 (控除) 公債利子 (2.8)
<hr/>	
経常支出	経常收入

26 政府の財貨サービス 経常購入	32 個人税および税外負担
27 振替支出	33 法人税および税外負担
28 補助金	34 間接事業税
29 海外への純支出	35 官公事業剰余等
30 政府経常余剰	36 (控除) 政府の負債利子
	37 社会保障に対する負担 雇主負担 被用者負担 国民健康保険料お よび国民年金負担
31 合計(政府支出)	38 合計(政府收入)

5. 資本形成勘定

5.1 國内総資本形成(1.8)	5.3 資本減耗引当(1.2)
5.2 海外に対する債権の純 増(6.7)	5.4 法人留保(2.5)
	5.5 個人貯蓄(3.6)
	5.6 政府経常余剰(4.5)
	5.7 統計上の不整合(1.5)
総資本形成	総貯蓄

6. 海外勘定

6.1 輸出と海外からの所得 (1.9)	6.4 輸入と海外への所得 (1.10)
6.2 海外から個人への移転 (3.13)	6.5 個人から海外への移転 (3.5)
6.3 海外から政府への移転 (4.11)	6.6 政府から海外への移転 (4.4)
	6.7 海外にたいする債権の 純増

表5 総貯蓄と総資本形成

58 民間総資本形成	61 資本減耗引当
59 政府資本形成	62 法人留保
	63 個人貯蓄
	64 政府経常余剰
	65 (控除) 国際收支差
	66 統計上の不整合
60 國内総資本形成	67 國内総貯蓄

経常受取	経常支出
海外からの純所得	

オウ表 海外收支

39	財貨サービスの輸出	46	財貨サービスの輸入
40	商 品	47	商 品
41	政 府	48	政 府
42	其 の 他	49	其 の 他
43	海外からの所得受取	50	海外への所得支払
44	海外人本邦内消費	51	本邦人海外消費
		52	小計 (46 + 50 + 51)
		53	経常海外余剰 (45 - 22)
		54	国際收支差 ※
		55	(控除) 個人送金純受取
		56	(控除) 政府純贈与
45	外国の経常支払 (39 + 43 + 44)	57	外国の経常受取 (52 + 53)
			海外からの純所得 (43 - 50)
			本邦入海外純消費 (51 - 44)

(2) 付属表の設置

現行体系では、産業別国民所得、分配国民所得、国民総支出という、生産、分配、支出の各面をあらわす三表と、実質国民総支出の表が付表の形で示されているだけに、上記の個別勘定に関する付属表は定められていない。新体系では、産業連関表をはじめとの他の経済計算との統合を明示する表として、また、国際比較と利用度の向上のために、S.N.Aなどの国際基準を参考として、以下のような付属表が設けられた。

左とえば、産業連関表と国民所得勘定の統合を示すのは、「部門別国内生産勘定表」と「産業別国内純生産」の表であり、また、資金循環勘定、国民債券対照表と国民所得勘定の統合においてかけ橋となるものは、「部門別資本取引勘定」(検討中)である。

また、国内総資本形成に関して、主体別、産業別、資本財別の三者の分類を示し、概念的にも、左とえば「生産者耐久施設」を、直接、生産に關係する機械設置、器具備品に限定して、建設部分を別掲して、国際基準に合致させている。

分析、利用上の改善に資するものとしては、左とえば、「個人消費支出上に関して詳細な分類が示され、概念的には、民間非営利団体の消費支出を、明確に含め、家計外消費支出を明確に除いたことが指摘できる。

(3) 「国内」と「国民」の概念

現行体系では、「分配国民所得」の構成項目は、「国内ベース」で測られ、それらの合計に「海外からの純所得」を加算することによって、国民所得が算出されている。したがってこれらの構成項目

付属表

1. 国民総生産と総支出勘定について

(1) 部門別国内生産勘定表(基準年次について購入者価格表示)

投 入 産 出	中 間 需 要								最 終 需 要				供 給															
	1 農 業	2 林 業	3 水 産	4 鉱 業	5 製 造 業	6	7	8	9 そ の 他	10 消 費 支 出	11 中 間 産 出 計	12 個 人 消 費 支 出	13 政 府 の 財 資 出 支 出	14 資 本 形 成 入 出	15 内 部 資 本 形 成 入 出	16 在 庫 品 増 加	17 内 部 資 本 形 成 入 出	18 内 部 資 本 形 成 入 出	19 在 庫 品 増 加	20 輸 出	21 需 要 合 計	生 産 額	同 業 物 お よ び 肩 代 入 出	外 貨 サ イ ズ	開 税	西 業 マ ー ジ ン	貨 物 運 輸	供 給 合 計
1 農業																												
2 林業																												
3 水産																												
4 鉱業																												
5 製造業																												
6 建設																												
7 ガス・電気、水道																												
8 運輸・通信																												
9 卸小売業																												
10 金融保険不動産業																												
11 住宅所有																												
12 公務																												
13 その他のサービス																												
14 財貨・サービス計																												
15 家計外消費支出																												
16 税 金 消 却																												
17 間接税 補助金																												
18 国内花生庫 雇用者所得 その他附加課税 (控除)																												
20 同業物および收入																												
21 国内生産額																												

(ii) 要素費用表示の産業別国内純生産

1 農業	農業
2 林業	林業
3 水産業	水産業
4 磐石業	礦業
5 金属製造業	機械業
6 食料品等製造業	
7 繊織業	紡織業
8 パルプ、紙、紙加工品製造業	
9 化学工業	
10 窯業、土石製品製造業	
11 鉄鋼業	鋼鐵業
12 非鉄金属製造業	
13 金属製品製造業	
14 機械製造業	
15 機械器具製造業	
16 電気機械器具製造業	
17 その他	
18 建設業	建設業
19 電気、ガス、水道業	
20 運輸業	運輸業
21 通信業	
22 卸、小売業	
23 金融、保険、不動産業	
24 住宅所有	
25 医療、教育	
26 その他のサービス	
27 公務	
28 調整項目	
要素費用表示の国内純生産	

(参考)

現行体系 第6表 産業別国民所得

農業	農業
林業	林業
水産業	水産業
鉱業	礦業
建設業	建設業
製造業	製造業
運輸通信その他の公益事業	
卸売小売業	
金融保険不動産業	
サービス業その他の	
合計(国内国民所得)	
海外からの純所得	
合計(国民所得)	

(参考)

現行体系 カテゴリ表 国民総支出

個人消費支出	飲食費	衣服費	賃貸費
飲食費	被服費	賃貸費	賃貸費
被服費	光熱費	賃貸費	賃貸費
光熱費	住居費	雜費	
住居費	雜費		

国内民間総資本形成

個人住宅	生産者耐久施設
法	人
個人	人

在庫品増加	人
法	人
個人	人

経常海外収益	輸出と海外からの所得
輸入と海外への所得	

政府の財貨サービス購入	経常購入
経資本形成	形

合計 (国民総支出)

(III) 国民総支出

個人消費支出

飲食費	衣服費	賃貸費
被服費	光熱費	賃貸費
光熱費	住居費	雜費
住居費	雜費	

2 国内民間総資本形成

総固定資本形成

在庫品増加

3 経常海外収益

輸出と海外からの所得

(控除) 輸入と海外への所得

4 政府の財貨サービス購入

経常購入

中央政府

地方政府

総資本形成

中央政府

地方政府

市場価格表示の国民総支出

(注) 個人消費支出の内訳は、品目分類によっている。なお、民間
非営利団体の消費支出は雑費に含まれる。

2. 国民所得分配勘定に関する

(1) 国民所得の分配

1. 雇用者所得
a. 賃金、俸給
b. その他の給与および手当
c. 社会保険雇用負担
2. 個人業主所得
a. 農業
b. その他
3. 個人の財産所得
a. 賃貸料
b. 利子
c. 配当
4. 法人企業から個人への移転
5. 法人留保
6. 法人税
7. 政府の事業および財産所得
a. 政府企業の利潤
b. 賃貸料、利子および配当
8. (控除) 公債利子 (控除) 消費者負債利子
国民所得

(参考)

現行体系 第7表 分配国民所得

勤労所得
賃金および俸給
その他
個人業主所得
農林水産業
その他
個人賃貸料所得
個人利子所得
法人所得
法人税
個人配当
法人留保
官公事業剰余等
海外からの純所得
(控除) 政府と消費者の負債利子
合計(実質所得)

3 個人勘定に関して

(i) 支出品目別個人消費支出

1 家計消費支出
a 食品
b 飲料
c 煙草
d 被服その他の身の回り品
e 燃料および灯火
f 住居料および水道料
g 家具備品および世帯道具
h 家事、維持費
i 化粧および保健
j 交通および通信
k リフレエーションおよび娯楽
l その他のサービス
m 便益不明
2 民間非営利団体の消費支出
3 国内における非居住者の消費支出
4 (控除) 海外へ送られた現物贈与(純額)
5 小計: 国内消費支出 (1~4)
6 海外における居住者の消費支出
7 (控除) 国内における非居住者の消費支出
個人消費支出 (5~7)

(ii) 支出形態別家計消費支出

1 耐久財
2 非耐久財
3 サービス

4 政府勘定に関して

(i) 一般政府財貨サービス購入の経済的機能的分類

(検討中)

(ii) 一般政府経常支出の形態別分類

	非防衛費		防衛費		合計
	人件費	物件費	人件費	物件費	
中央					
地方					
合計					

(8) 政府企事業本形態の発達に於ける外因

5. 資本形成勘定について

(1) 国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種類別

分類表

主 体 別	産 業 別	資本財種類別
民間總資本形成	總固定資本形成	總固定資本形成
建 物	農 林 水 產 農 林 鋸 造 業	土地(造成改良等)
住 宅	礦	建 物
家 計	製	住 宅
法 人 企 業	建 設	非居住用建物
非居住用建物	運輸通信公並事業	構 築 物
法 人 企 業	電気・ガス・水道業	機 械 裝 備
個 人 企 業	運輸・通信業	器 具 品
民間非營利團體	卸 小 癊 業	動 物
建物以外の建設	卸	大 在 庫 品
法 人 企 業	小 癊	製 品
個 人 企 業	金融保險業	商 品
生産者耐久施設	不 動 產	掛 品
法 人 企 業	住 宅 所	原 料 貯 廉 品
個 人 企 業	一般行政	

在庫品増加	サービス業
法人企業	在庫品増加
個人企業	農林水産業
政府施設資本形成	製造業
固定資本形成	建設業
中央政府	卸小売業
一般政府	卸小売業
政府企業	小売業
地方政府	運輸・通信公益事業
一般政府	その他
政府企業	
在庫品増加	
中央政府企業	
地方政府企業	
調整項目	調整項目
国内総資本形成	国内総資本形成
	国内総資本形成

(ii) 国内総資本形成的部門別、形態別二重分類表

部 門	形 态			生産者在庫品増加	合 計
	建 物	建 物 以 外	建 物 の 建 物		
住 宅	非居住用建物	の 建 物			
国内民間施設資本形成					
国内政府施設資本形成					

(iii) 部門別資本取引勘定(検討中)

5 海外勘定について

(1) 海外勘定の細目表

1 財貨と非要素サービスの輸出
(a) 商品(fob)
(b) 貨物運賃および保険
(c) その他の運輸
(d) その他の非要素サービス
(e) 非居住者(外国人)の国内消費支出 旅行 その他
2 海外からの要素所得受取
(a) 投資所得
(b) その他の要素所得
3 合計: 財貨、サービスの輸出と海外からの所得受取
4 財貨と非要素サービスの輸入
(a) 商品(fob)
(b)
(c) 居住者(日本人)の海外消費支出 旅行 その他
5 海外への要素所得支払
(a) 投資所得
(b) その他の要素所得
6 合計: 財貨、サービスの輸入と海外への所得支払
7 輸出入と所得の收支差(經常海外未剰)
8 海外からの移転
9 (控除)海外への移転
10 海外に生ずる債権の純増

が計上される個別勘定については、それが、「国内ベース」か「国民ベース」か、の点で必ずしも明確化されていない欠点があつた。

この点に関して、新体系では、勘定は「国民ベース上で書き、「国内ベース」を必要とする場合(たとえば、産業連関表との統合を明示する場合)には付属表において、「国内ベース」を示すこととしている。しかししながら、勘定においても、国民総生産や国民所得の総額が、たとちに、国内総生産、国内所得に転換じきるよう、海外勘定の欄外に、「海外からの純所得」が掲げられている。

(4) 法人所得のとり扱い

現行の「分配国民所得」は、機能別と制度別、いいかえれば、生産要素別と経済主体別の混在した構成項目からなっている。この点に関して、新体系では、「国民所得の分配」としてとらえ、レシピについて、所得の最終受取者別に表示することとした。

この処理によって、現行の「法人所得」は勘定から姿を消した。しかしながら、法人企業の動向は、「法人留保」だけでは測りえず、この法人留保自体の推計にも問題を含むとの批判を考慮して、「国民所得分配勘定」の欄外に「国民ベース上で測った「法人所得を掲げることとしている。

(5) 移転項目のとり扱い

現行体系では移転項目(transfer)の表示に関して、gross, netと区々であり、統一されていない。理論的にも、grossとnetの優劣の決め手はないようと考えられるので、新体系では、理解の容易のために、受、払の面建て、つまり gross 表示に統一している。

(6) 用語の改訂

現行体系において、必ずしも適切でないと考えられる用語に改訂を加えた。たとえば、「労働所得」を「雇用者所得」に、「国際収支差」を「海外に対する債権の純増」に改訂している。